

第3 監査の結果（指摘）及び監査の結果に添えて提出する意見

1 監査対象の選定理由

「第2 監査対象の概要」を踏まえて、公営競技局を対象とした。

2 監査の視点

「第1 監査の概要 5監査の方法(1)監査の視点」に記載した監査要点について、監査を実施した。

3 監査手続の流れ

(1) 概要の把握

公表されている公営競技に関する計画、条例に関する情報等を閲覧した。また、公営競技に関する概要を把握するために、公営競技の概要について整理した資料入手し、公営競技局から概要の説明を受けるとともに、公営競技に関する状況及び課題について担当者へ質問を行った。

(2) 監査対象とした部署に関する文書等の査閲及び担当者への質問

監査対象とした部署に関する文書等を査閲し、公営競技を把握した上で、担当者に質問を実施し、公営競技について監査の視点に基づいて検討した。

所管部署への往査等は以下の通り実施した。

【文書等の査閲及び質問の実施状況】

実施期日 (令和元年)	対象部署等	調査対象
7月 19 日	公営競技局	全体概要把握のための予備調査
8月 5日～8月 8日	公営競技局	資料の査閲及び質問の実施
9月 24 日～9月 26 日	公営競技局	同上
9月 25 日	公営競技局	ハイビジョンシアター門司現場視察

4 監査の結果（指摘）及び意見の概要

「2 監査の視点」に基づいて実施した監査の結果（指摘）及び意見の概要は、以下の通りである。

なお、詳細については、「5 項目別の監査の結果（指摘）及び監査の結果に添えて提出する意見」で述べる。「監査の結果（指摘）」は、主として合規性の観点からの指摘事項であり、「監査の意見」は指摘事項には該当しないが、必要性並びに経済性、効率性及び有効性の観点から、監査人が必要と認めて述べる見解である。

(1) 監査対象別の監査の結果（指摘）及び意見の件数

監査対象別の監査の結果(指摘)及び意見の件数は以下の通りである。

【監査対象別の監査の結果(指摘)及び意見の件数】

対象項目	結果(指摘)	意見
(1)共通	4	9
(2)競輪事業	0	8
(3)モーターボート競走事業	1	6
合計	5件	23 件

(2) 監査対象別の監査の結果（指摘）及び意見の項目

監査対象別の監査の結果(指摘)及び意見の項目は、以下の通りである。なお、監査の結果(指摘)に関し、合規性の観点から特に指摘すべき事項が発見されなかった場合、「該当なし」としている。

【監査対象別の監査の結果(指摘)及び意見の項目】

監査対象、結果(指摘)及び意見の項目	担当課	頁
(1)共通項目		
指 摘	(ア) 業務状況説明書類について	総務課 45
	(イ) 固定資産に関する現物照合について	総務課 48
	(ウ) クオカードの会計処理について	総務課 51
	(エ) 貸倒引当金の計上について	総務課 52
意 見	(ア) 収支計画について	総務課 55
	(イ) 公営競技局における SDGs の推進について	地域貢献室 63
	(ウ) ポイントカードに関する両事業の連携について	競輪事業課、 ボートレース事業課 66
	(エ) 無料送迎バスの運行状況について	競輪事業課、 ボートレース事業課 68
	(オ) 隨意契約に関する事前確認表について	全課 70
	(カ) 備品管理台帳と固定資産台帳の重複管理について	総務課 73
	(キ) クオカードの在庫数ならびに作成枚数について	競輪事業課、 ボートレース事業課 74
	(ク) 経過勘定の計上について	総務課 75

	(ヶ) 情報発信について	競輪事業課、 ボートレース事業課	79
	(2) 競輪事業		
指 摘	該当なし		
意 見	(ア) 有料指定席の利用について	競輪事業課	82
	(イ) クオカードの月次点検について	競輪事業課	84
	(ウ) 借上げ開催に関する賃借料について	競輪事業課	85
	(エ) 北九州メディアドーム内広告に関する広告料について	競輪事業課	87
	(オ) 北九州メディアドームの遊休日数について	競輪事業課	89
	(カ) 施設の清掃及び整頓について	競輪事業課	92
	(キ) 委託契約に関するモニタリング活動について	競輪事業課	94
	(ク) 預金残高のマイナスについて	総務課	96
	(3) モーターboat競走事業		
指 摘	(ア) 有価証券の計上額について	総務課	99
意 見	(ア) クオカードの管理について	ボートレース事業課	101
	(イ) 施策実行の際の目標設定ならびに効果の測定について	ボートレース事業課	103
	(ウ) ボートレース若松における有料席の利活用について	ボートレース事業課	107
	(エ) 「ひまわりラウンジ」に類似した有料指定席の増設について	ボートレース事業課	111
	(オ) ポイントカードの共通化について	ボートレース事業課	113
	(カ) テナント売店に関する選定プロセスについて	ボートレース事業課	115

5 項目別の監査の結果（指摘）及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 共通

I. 実施した監査手続の概要

- ① 関連文書の閲覧
- ② 公営競技局への質問

II. 監査の結果（指摘）

(ア) 業務状況説明書類について

- i. 地方公営企業法第40条の2及び北九州市公営競技事業の設置等に関する条例第9条に基づき、管理者たる公営競技局長は業務状況説明書類の市長への提出が求められるものの、提出された説明書類の宛先は、実務を担当している財政局となっていた。財政局は当該業務について市長の権限に属する事務を分掌しているとのことであるが、形式面においては宛先を市長とされたい。
- ii. 同条例に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類に事業の概況及び経理の状況並びにその他の必要と認められる事項を記載することが求められているが、平成30年9月30日までの業務の状況に関する報告は経理の状況のみの報告となっており、報告情報の充実化が求められる。

<内容>

i. 業務状況説明書類の提出について

市は、地方公営企業法第40条の2に基づき、各事業年度少なくとも2回以上、当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出することが求められている。また、同法に基づき、市は、平成30年4月1日に施行された北九州市公営競技事業の設置等に関する条例第9条第1項及び第2項において、管理者である公営競技局長は、公営競技事業に関し、法第40条の2第1項に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務状況説明書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類を5月31日までに市長に提出しなければならないと定めている。

(業務の状況の公表)

第四十条の二 管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも二回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、これをもつて、当該地方公営企業に係る地方自治法第二百四十三条の三第一項の規定による普通地方公共団体の長の行う公表とみなす。

出所：地方公営企業法

(業務状況説明書類の提出)

第9条 管理者は、公営競技事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公営競技事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

出所:北九州市公営競技事業の設置等に関する条例

したがって、平成30年度より、管理者である公営競技局長には業務状況説明書類を条例の定める期限内に市長に提出する義務が生じている。

この点、同書類の提出状況について市担当者に確認したところ、同年度に業務状況説明書類は、財政局宛に提出されているものの、市長宛に提出されている資料は確認できなかった。

これについて、担当者に市長への書類提出の流れについて質問したところ、以下の回答を入手している。

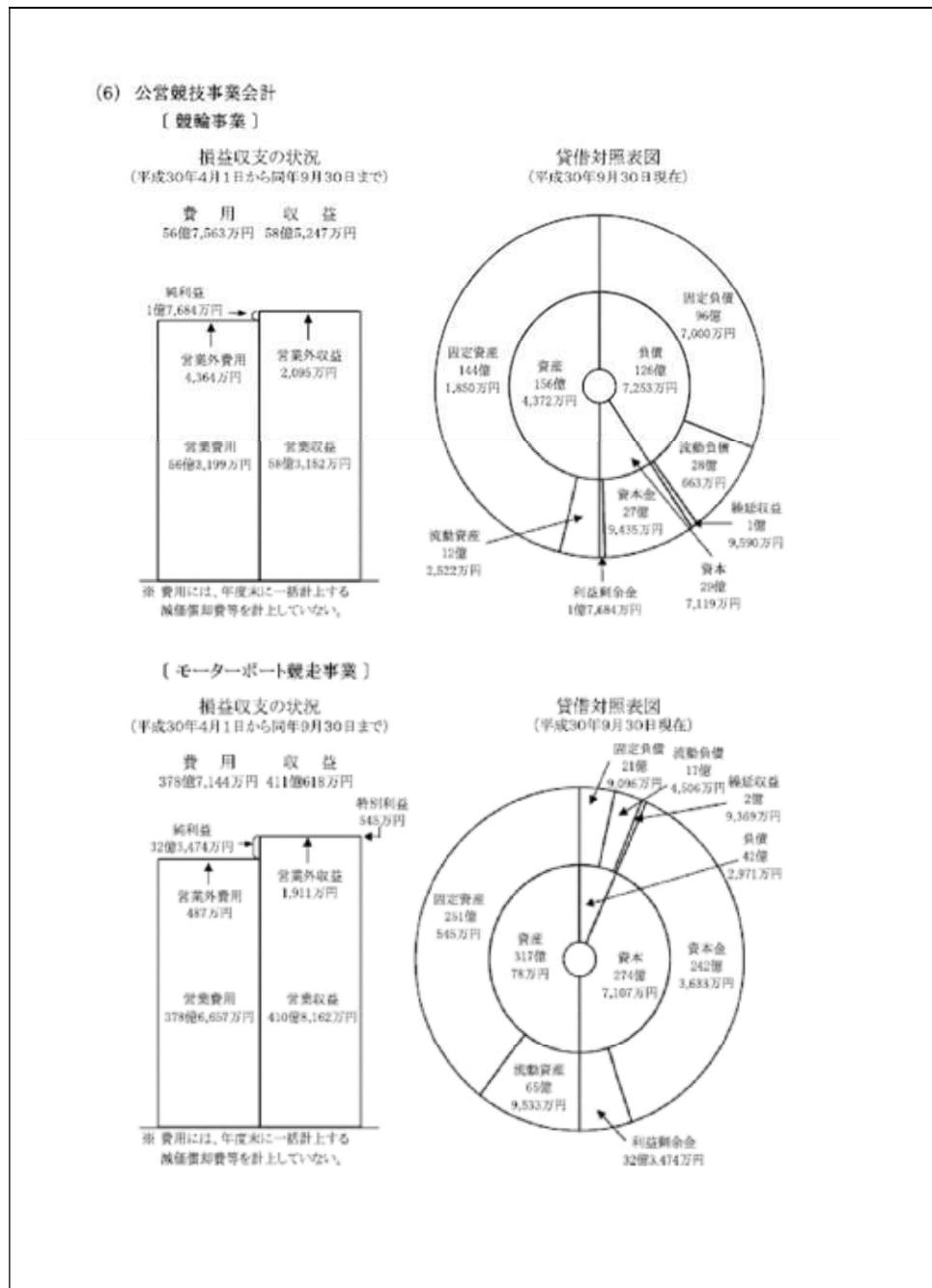
業務の状況を説明する書類の作成及び公表については、法や条例の関係性を理解した上、これらの規定に基づいた事務を、公営競技局と市長の権限に属する事務を分掌する財政局との間で効率的に行っており、具体的には、財政課長名による書類提出の依頼を受け、当局で回答し、市長決裁を経て「財政のあらまし」の中で、公営競技事業の業務の状況が公表されている。

出所:市からの回答

管理者たる公営競技局長は業務状況説明書類を市長に提出すべきところ、市長の事務を職務分掌している財政局へ提出しているのみである。この点、実態として最終的に市長決裁を経ているものの、形式的には地方公営企業法及び北九州市公営競技事業の設置等に関する条例に従い、市長宛の文書を提出されたい。

ii. 業務状況説明書類の内容について

平成 30 年 12 月 28 日に公表された「財政のあらまし」を見ると、平成 30 年度上半期の公営競技事業の業務状況に関して、以下の通り報告されている。



出所:財政のあらまし(北九州市公報 告示第 518 号 平成 30 年 12 月 28 日)

北九州市公営競技事業の設置等に関する条例においては、「事業の概況」及び「経理の状況」の記載が求められているものの、報告資料においては、経理の状況、すなわち、損益収支の状況や貸借対照表図のみしか報告されておらず、事業の概況に関する報告がなされていない。市からの回答によれば、損益収支の状況及び貸借対照表図をもって、事業の概況の公表を行っているとの見解であった。これについて、条例においては、両者は区分されており、それぞれで求められている記載は異なると考えられることから、現状の記載は条例で記載が求められている項目を網羅しているとは言えない状況であると考えられる。

市は、地方公営企業法に基づき、業務の状況を説明する責任を有している点からも、報告すべき情報の充実化が求められる。

(イ) 固定資産に関する現物照合について

固定資産管理について、北九州市公営競技局会計規程において、毎事業年度少なくとも1回、固定資産台帳記載事項と固定資産の実態の照合が求められている。しかしながら、平成30年度は、当該照合が行われていない。さらに、平成30年度は地方公営企業法の適用初年度であるが、期首残高は従来行っていた特別会計における固定資産の数値をそのまま引き継いだのみである。適切な固定資産管理を担保するために、実地照合に関する実施体制の構築及び運用が求められる。

<内容>

市が、競輪事業及びモーター艇競走事業について、平成31年3月31日時点で有する有形固定資産の明細は以下の通りである。競輪事業では、帳簿価額で126億円、モーター艇競走事業では帳簿価額で128億円の固定資産を保有している。

【競輪事業】

(単位:円)

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
土地	750,963,477	—	—	750,963,477
立木	16,643,747	—	—	16,643,747
建物	11,084,448,961	185,213,011	—	11,269,661,972
構築物	582,485,939	7,648,000	—	590,133,939
機械及び装置	298,125,005	25,424,000	—	323,549,005
車両運搬具	164,656	—	—	164,656
工具器具及び備品	103,498,946	7,914,540	—	111,413,486
小計	12,836,330,731	226,199,551	—	13,062,530,282
建設仮勘定	6,280,000	222,584,533	218,285,011	10,579,522
合計	12,842,610,731	448,784,084	218,285,011	13,073,109,804

減価償却累計額			年度末 償却済高
当年度増加額	当年度減少額	累計	
—	—	—	750,963,477
—	—	—	16,643,747
349,526,451	—	349,526,451	10,920,135,521
14,403,720	—	14,403,720	575,730,219
27,060,863	—	27,060,863	296,488,142
—	—	—	164,656
20,978,103	—	20,978,103	90,435,383
411,969,137	—	411,969,137	12,650,561,145
—	—	—	10,579,522
411,969,137	—	411,969,137	12,661,140,667

出所:固定資産明細書

【モーターボート競走事業】

(単位:円)

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
土地	1,709,119,539	—	8,670,257	1,700,449,282
立木	10,332,199	—	—	10,332,199
建物	8,678,278,741	78,435,400	167,959,497	8,588,754,644
構築物	732,142,768	61,933,826	18,746,205	775,330,389
機械及び装置	752,238,902	1,347,549,565	48,559,128	2,051,229,339
車両運搬具	50,218	—	—	50,218
船舶	997,300	—	—	997,300
工具器具及び備品	263,694,224	3,307,800	—	267,002,024
小計	12,146,853,891	1,491,226,591	243,935,087	13,394,145,395
建設仮勘定	8,145,000	1,394,613,482	1,399,655,783	3,102,699
合計	12,154,998,891	2,885,840,073	1,643,590,870	13,397,248,094

減価償却累計額			年度末 償却済高
当年度増加額	当年度減少額	累計	
—	—	—	1,700,449,282
—	—	—	10,332,199
351,510,179	—	351,510,179	8,237,244,465
27,562,808	—	27,562,808	747,767,581
160,752,592	—	160,752,592	1,890,476,747
—	—	—	50,218
418,500	—	418,500	578,800
56,362,125	—	56,362,125	210,639,899
596,606,204	—	596,606,204	12,797,539,191
—	—	—	3,102,699
596,606,204	—	596,606,204	12,800,641,890

出所:固定資産明細書

これらの固定資産に関する管理規程として北九州市公営競技局会計規程第 103 条において、以下の通り記載されている。

(実地照合)

第 103 条 総務課長は、固定資産につき毎事業年度少なくとも1回、固定資産台帳記載事項と固定資産の実態とを照合しなければならない。

出所:北九州市公営競技局会計規程

一方、担当者に確認したところ、平成 30 年度においては、地方公営企業法の適用初年度であり、従来行っていた特別会計における固定資産の数値を正として引き継いだのみで、特段、固定資産の現物調査等は行っていないとのことであった。これに関する市からの回答は以下の通りであった。

平成 30 年度に固定資産の現物調査が行われていないことについては、指摘の通りである。平成 30 年度から地方公営企業法を全部適用し、固定資産台帳の作成を行ったが、システムの移行調整等に時間を要したこともあり、現物調査を行う体制を整えるまでに至らなかった。今後は、定期的な現物調査等の実施等、固定資産管理の運用体制を構築していきたい。

出所:市からの回答

以上の状況を勘案すると、現状、少なくとも年に一度の現物調査が行われていない状態にあり、北九州市公営競技局会計規程に従った適正な固定資産管理を担保するために、実地照合に関する実施体制の構築及び運用が求められる。

(ウ) クオカードの会計処理について

公営競技局では SG 競走や G I 競走、イベントが開催される際に広告宣伝目的でオリジナルデザインのクオカードを作成の上、保管している。クオカードは作成時に費用処理されており、貸借対照表に計上されていない。一方で、地方公営企業法第 20 条第 1 項では、費用の認識について発生主義を適用することが求められており、クオカードを作成した際は一旦貯蔵品に振り替えた上で、実際に使用される時点で費用処理する必要がある。地方公営企業法に基づき、作成したクオカードは貯蔵品として資産計上を行い、適切に管理を行う必要がある。

<内容>

競輪事業、モーターボート競走事業ともに、SG 競走や G I 競走、イベントが開催される際に広告宣伝目的でオリジナルデザインのクオカードを作成している。このクオカードは長期間に渡って保管されており、必要に応じて払い出しが行われている。クオカード等の金券類について、即時に使用せずに一旦保管する形で受け入れたときは、貯蔵品に振り替えた上で、実際に使用される時点で費用処理する必要がある。

(計理の方法)

第二十条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従つて、整理しなければならない。

出所:地方公営企業法

(資産等の増減又は異動の年度所属区分)

第十二条 地方公営企業の資産等の増減又は異動の年度所属は、次に掲げる区分による。

一 有形固定資産及び流動資産に属するたな卸資産については、その受入、引渡し、振替又は廃棄のあつた日の属する年度

出所:地方公営企業法施行令

公営競技局では、平成 30 年度末時点において競輪事業で 1,016 枚、モーターボート競走事業で 6,143 枚の計 7,159 枚のクオカードが保管されており、金額にすれば 3,579,500 円となる。しかしながら、いずれも作成年度に費用処理されており、貯蔵品として貸借対照表に計上されていない。

地方公営企業法に基づき、作成したクオカードは貯蔵品として資産計上を行い、適切に管理を行う必要がある。

(エ) 貸倒引当金の計上について

地方公営企業会計基準見直し Q&A(総務省 平成 28 年 3 月 28 日)によると、貸倒引当金は、その質的重要性から金額的重要性を問わず計上が求められている。平成 30 年度末において、市は過年度から未回収の未収金 1,906 千円を有しているが、財務諸表において貸倒引当金は計上されていない。実質的に回収が困難と判断される当該債権の回収可能性を適切に評価すること、そのうえで貸倒引当金の計上および注記の記載が求められる。

<内容>

市が計上している未収金のうち、アリーナ使用料やテナント賃借料等について過年度からの未収金が 1,906 千円存在している。年度別の内訳は以下の通りである。

(単位:円)

年度	競輪事業	モーターボート競走事業
平成 14 年	487,000	—
平成 15 年	618,408	—
平成 24 年	2,600	—
平成 25 年	1,900	—
平成 26 年	14,400	—
平成 27 年	14,494	—
平成 28 年	144,374	—
平成 29 年	—	623,548
合計	1,283,176	623,548
総計		1,906,724

出所:未収金明細書及び総勘定元帳をもとに監査人集計

当該未収金は相手先が限定されていることや長期間未回収の状態が続いていること等を考慮すれば、実質的に回収は困難であると公営競技局担当者も判断していることを質問において確認している。

この点、地方公営企業法施行規則第 22 条では引当金の計上要件が設けられており、当該要件を満たしたものについては各種引当金の計上が求められる。なお、金銭債権の将来の貸し倒れに備えて取立不能見込額を費用として計上する科目が貸倒引当金である。

(引当金)

第二十二条 将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等(令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定貸借対照表及び法第三十条第七項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。)に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。

出所:地方公営企業法施行規則

なお、地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針(総務省告示第 18 号 平成 24 年 1 月 27 日)において、重要性の原則のもと、重要性の乏しいものについては簡便的な処理が認められている。

しかしながら、地方公営企業会計基準見直し Q&A3-26(総務省 平成 28 年 3 月 28 日)によると、貸倒引当金は「民間企業以上に住民の日常生活に密接に関連するサービスを安定的かつ継続的に供給することが望まれる地方公営企業において、住民や議

会等を含めた関係者が将来に向けた経営計画の策定や料金の決定等に係る判断にあたり、もれなく全てを確実に把握しておくべき性格」を有しており、その質的重要性から、金額的に少額であることのみをもって計上を省略することは認められない。公営企業の経営成績や財政状態等自らの経営状況をより的確に把握ならしめるという地方公営企業法の趣旨に鑑みると、地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針(総務省告示第18号 平成24年1月27日)に基づき貸倒引当金の計上が求められる。また、他の引当金と同様に、地方公営企業法施行規則第37条第1項第3号に基づき、引当金の計上方法についての注記が求められる。

日付	番号	質問	総務省回答
H26.01.07	3-26		引当金と重要性の原則
		各種引当金について、営業規模等に対して引当金計上金額が少額である場合、重要性が乏しいものとして引当金の計上を行わないこととしてよいか。	<p>引当金は、将来の費用又は損失として貸借対照表上の負債又は資産の控除項目に計上するものであり、民間企業以上に住民の日常生活に密接に関連するサービスを安定的かつ継続的に供給することが望まれる地方公営企業において、住民や議会等を含めた関係者が将来に向けた経営計画の策定や料金の決定等に係る判断にあたり、もれなく全てを確実に把握しておくべき性格のものである。このため、計上に際しての重要性の原則の適用については、たとえ金額が少額であっても、それのみをもって判断することなく、その質的側面を勘案し、慎重に判断すべきものである。</p> <p>なお、指針において列挙されている貸倒引当金、退職給付引当金、賞与引当金、修繕引当金及び特別修繕引当金については、引当金の中でも、広く一般的に認識されており、ほとんどの地方公営企業において想定され得るものである。また、人件費や修繕費等、特に企業の安定的かつ継続的な運営にあたって回避することのできない固定的な性質の経費に係るものといえる。</p> <p>したがって、指針に列挙されている各引当金については、その質的重要性に鑑み、金額が少額であっても、重要性が乏しいため引当を行わないことは認められず、団体・企業間の比較可能性の観点からも各企業の恣意性の排除を行い、確実な計上を要するものである。</p>

出所:会計基準の見直しに関するQ&A(総務省 平成28年3月28日)

第4章 資産に関する事項

第1節 資産の評価

(中略)

第6 債権の評価

- 1 未収金、貸付金等の債権の帳簿価額は、取得原価から貸倒引当金を控除した金額とする。
- 2 貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定する。ただし、貸倒引当金の算定について、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該方法により算定することができる。

出所：地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針（総務省告示第18号 平成24年1月27日）

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第三十七条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計に関する書類の作成のために採用している会計処理の基準及び手続並びに表示方法その他会計に関する書類の作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(中略)

三 引当金の計上方法

出所：地方公営企業法施行規則

III. 監査の意見

（ア） 収支計画について

市は、「北九州市公営競技事業経営戦略」において、競輪事業及びモーター艇競走事業に関する収支計画を定めている。これらの事業は市の財政への寄与が認められるものの、公益性を失った公営ギャンブルはその継続の意義が問われるため、収支計画は出来る限り客観性のある前提条件を用い、かつ、公営競技事業の将来の想定収支について読者が検討可能な情報を提供されたい。この点、「北九州市公営競技事業経営戦略」に記載されている収支計画は改善の余地がある。

<内容>

市は、「北九州市公営競技事業経営戦略」において、競輪事業及びモーター艇競走事業に関する収支計画を以下の通り定めている。

長期収支表

競輪事業

前期中期目標・計画期間

項 目	前期中期目標・計画期間			
	2017決算		2018予算	2019見込
			1年次	2年次
収益の収支	収益的収入	26,284	30,537	27,242
	営業収益	26,019	30,175	26,990
	営業外収益	266	362	252
	特別利益	0	0	0
	収益的支出	25,432	30,305	27,060
	営業費用	25,371	30,064	26,944
	うち減価償却費等	0	427	478
	営業外費用	61	121	116
	特別損失	0	120	0
	収支差引	852	232	182
資本的収支	収入	6,500	4,697	1,300
	企業債	0	0	0
	基金繰入金	0	3,697	0
	出資金	6,500	1,000	1,300
	支出	878	4,823	1,771
	建設改良費	155	375	453
	企業債償還金	75	4,395	1,265
	投資	648	53	53
	基金積立金	648	53	53
	出資金	0	0	0
補填財源	差引過不足	5,622	▲ 126	▲ 471
	利益剰余金	852	232	182
	損益勘定留保資金等	0	528	446
資金収支	計	852	761	628
	単年度収支	6,475	635	158
	利益処分	0	0	0
	建設改良積立	0	232	182
	累積	0	232	414
	累積資金	334	969	1,127
	建設改良積立を除く	0	736	713
基金残高	競輪競艇整備基金	0	0	0
	公債償還基金	3,877	232	285
	計	3,877	232	285
企業債残高		14,065	9,670	8,405
				7,140

※ 表中の金額は、四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しません。

※ 2017 決算までは官公庁会計方式、2018 予算からは地方公営企業法を適用したことに伴い、

企業会計方式により金額を計上しています。

() : 文中記載事項に関して監査人によるハイライト(次ページも同様)

後期中期目標・計画期間								単位：百万円
3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次	
2021見込	2022見込	2023見込	2024見込	2025見込	2026見込	2027見込	2028見込	
27,047	27,015	26,987	26,987	26,987	26,987	26,988	26,987	
26,768	26,739	26,713	26,713	26,713	26,713	26,713	26,713	
279	276	273	273	273	273	273	273	
0	0	0	0	0	0	0	0	
26,847	26,902	26,871	26,922	26,921	26,942	26,951	26,972	
26,820	26,877	26,850	26,902	26,902	26,922	26,933	26,954	
487	572	597	626	656	675	696	718	
26	26	22	20	19	19	18	18	
0	0	0	0	0	0	0	0	
200	113	115	65	65	45	37	14	
1,790	1,643	1,340	770	0	1,692	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	187	40	277	0	659	0	0	
1,790	1,456	1,300	493	0	1,033	0	0	
2,471	2,322	2,045	1,455	685	2,405	500	500	
1,029	484	514	500	500	500	500	500	
1,265	1,675	1,375	845	75	1,905	0	0	
177	163	156	110	110	0	0	0	
177	163	156	110	110	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
▲ 681	▲ 679	▲ 706	▲ 685	▲ 685	▲ 713	▲ 500	▲ 500	
200	113	115	65	65	45	37	14	
480	566	590	620	649	668	690	712	
681	679	706	684	715	713	727	726	
0	0	0	0	30	0	227	226	
0	0	0	0	0	0	130	110	
200	113	115	65	0	0	0	0	
817	930	1,046	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	
1,127	1,127	1,127	1,127	1,157	1,157	1,254	1,370	
310	196	81	16	46	46	143	259	
0	0	0	0	0	0	0	0	
625	600	716	549	659	0	0	0	
625	600	716	549	659	0	0	0	
5,875	4,200	2,825	1,980	1,905	0	0	0	

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

長期収支表

モーターボート競走事業

項 目	1年次	2年次
	2017決算	2018予算	2019見込	2020見込
	代理店、地区選	オーシャン	ターフモン*	
収益的 収支	収益的収入	80,461	74,756	67,688
	営業収益	80,423	74,713	67,602
	営業外収益	38	43	86
	特別利益	0	0	0
	収益的支出	76,784	73,100	66,002
	営業費用	76,755	72,615	65,950
	うち減価償却費等	0	605	702
	営業外費用	30	49	53
	特別損失	0	435	0
	収支差引	3,676	1,656	1,686
資本的 収支	収入	0	2,000	1,393
	企業債	0	0	0
	基金繰入金	0	2,000	1,393
	出資金	0	0	0
	支出	7,337	2,742	2,356
	建設改良費	489	1,400	457
	企業債償還金	197	197	477
	投資	6,651	1,145	1,422
	基金積立金	151	145	122
	出資金	6,500	1,000	1,300
補填財源	差引過不足	▲ 7,337	▲ 742	▲ 963
	利益剰余金	3,676	1,656	1,686
	損益勘定留保資金等	0	1,056	660
資金収支	計	3,676	2,712	2,346
	單年度収支	▲ 3,661	1,970	1,383
	利益剰余金	3,676	1,656	1,686
	一般会計繰出	3,500	1,500	1,300
	建設改良積立	0	156	386
	累積	0	156	542
	累積資金	1,841	2,311	2,394
	建設改良積立を除く	0	2,155	1,852
	建設改良積立	0	0	2,123
	建設改良積立を除く	0	0	0
基金残高	競輪競艇整備基金	12,652	10,672	9,400
	公債償還基金	250	376	377
	計	12,903	11,048	9,777
企業債残高		2,388	2,191	1,714
				1,532

※ 表中の金額は、四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しません。

※ 2017 決算までは官公庁会計方式、2018 予算からは地方公営企業法を適用したことに伴い、

企業会計方式により金額を計上しています。

単位：百万円

3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次
2021見込	2022見込	2023見込	2024見込	2025見込	2026見込	2027見込	2028見込
SG	61					61	
72,152	67,407	65,713	65,688	65,688	65,688	72,197	65,688
72,105	67,360	65,665	65,665	65,665	65,665	72,174	65,665
47	48	48	23	23	23	23	23
0	0	0	0	0	0	0	0
70,419	65,726	64,649	64,564	64,598	64,628	70,615	64,923
70,369	65,677	64,599	64,514	64,549	64,583	70,570	64,878
732	708	853	805	810	846	967	1,067
51	49	49	49	49	45	45	45
0	0	0	0	0	0	0	0
1,733	1,681	1,064	1,124	1,090	1,060	1,582	765
1,790	2,199	1,700	831	1,093	1,041	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1,790	2,199	1,700	831	1,093	1,041	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
2,591	3,279	1,745	1,431	1,785	2,167	1,060	1,060
513	1,457	238	784	877	1,096	1,060	1,060
169	254	95	67	908	38	0	0
1,909	1,568	1,412	580	0	1,033	0	0
119	112	112	87	0	0	0	0
1,790	1,456	1,300	493	0	1,033	0	0
▲ 801	▲ 1,080	▲ 45	▲ 600	▲ 692	▲ 1,126	▲ 1,060	▲ 1,060
1,733	1,681	1,064	1,124	1,090	1,060	1,582	765
723	699	844	796	801	837	958	1,058
2,456	2,380	1,908	1,920	1,891	1,896	2,540	1,823
1,655	1,300	1,863	1,320	1,199	770	1,480	763
1,400	1,300	900	1,100	1,000	700	1,400	700
333	381	164	24	90	47	0	0
1,183	1,564	1,728	1,752	1,842	1,889	1,889	1,889
3,228	3,228	4,191	4,411	4,610	4,680	4,760	4,824
2,045	1,664	2,463	2,659	2,768	2,791	2,871	2,934
5,988	3,857	2,182	1,351	1,041	0	0	0
565	809	696	783	0	0	0	0
6,554	4,466	2,878	2,134	1,041	0	0	0
1,363	1,109	1,013	946	38	0	0	0

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

また、上表の数値は以下の考え方により作成されている。

【競輪事業】

7 収支計画

(1) 長期収支表

別表のとおり。2018年度（平成30年度）の見込金額は、2018年度（平成30年度）3月補正予算案の金額を記載しているため、2018年度（平成30年度）決算額とは一致しません。また、2019年度（平成31年度）以降の各年度の見込金額は、2019年1月末時点で計上した金額を記載しているため、各年度の予算額を表したものではありません。予算額については、毎年度の開催日数や売上状況、決算状況等をもとに決定していくことになります。

なお、6年次（2024年度）以降については、後期の中期目標・計画の策定に合わせ、見直すものとします。

(2) 収益的収支の考え方

① 収入

- ・年間開催日数については、競輪祭6日（ナイター制）、ミッドナイト競輪24日、普通競輪45日で見込んでいます。

② 支出

- ・レースの開催に必要な経費を計上しています。
- ・職員給与費については、2018年度（平成30年度）の実配置人員、給与水準を基に見込んでいます。
- ・減価償却費を費用として計上しています。

(3) 資本的収支の考え方

① 収入

- ・建設改良費（施設設備の改修費用）の財源とするための新たな企業債の発行は見込んでいません。
- ・自己資金である競輪競艇整備基金からの出資金（ボートレース事業からの事業間振替）及び公債償還基金からの繰入金を収入としており、単年度資金収支が均衡する金額を計上しています。

② 支出

- ・施設及び設備の改修に必要な費用、企業債償還に必要な費用を計上しています。

出所：北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

【モーターボート競走事業】

7 収支計画

(1) 長期収支表

別表のとおり、2018年度（平成30年度）の見込金額は、2018年度（平成30年度）3月補正予算案の金額を記載しているため、2018年度（平成30年度）決算額とは一致しません。また、2019年度（平成31年度）以降の各年度の見込金額は、2019年1月末時点で計上した金額を記載しているため、各年度の予算額を表したものではありません。予算額については、毎年度の開催日数や売上状況、決算状況等をもとに決定していくことになります。

なお、6年次（2024年度）以降については、後期の中期目標・計画の策定に合わせ、見直すものとします。

(2) 収益的収支の考え方

① 収入

- ・年間開催日数については、162日で見込んでいます。
- ・SG競走は計画3年次（2021年度）に、G1競走は周年記念を毎年度、ダイヤモンドカップを計画1年次（2019年度）、九州地区戦を計画4年次（2022年度）に開催する予定で見込んでいます。

② 支出

- ・レースの開催に必要な経費を計上しています。
- ・職員給与費については、2018年度（平成30年度）の実配置人員、給与水準を基に見込んでいます。
- ・減価償却費を費用として計上しています。

(3) 資本的収支の考え方

① 収入

- ・新たな企業債の発行は見込んでいません。
- ・自己資金である競輪競艇整備基金からの繰入金及び公債償還基金からの繰入金を収入としており、単年度資金取扱いが均衡する金額を計上しています。

② 支出

- ・施設及び設備の改修に必要な費用や企業債償還に必要な費用、出資金等を計上しています。

出所：北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

競輪事業及びモーターボート競走事業の趣旨は、市の財政への貢献、すなわち、一般会計への繰り出しであると考えられる。これに関する従来の繰り出し実績は以下の通りである。